愛 全 病 院

1.当院は厚生労働省が定める一般病床及び療養病床の基準による看護・介護を行っている保険医療機関です。

病棟概要

基本料区分	病棟	病床数
障害者施設等入院基本料(10:1)	1階3病棟、2階2病棟、4階2病棟 5階1病棟、5階2病棟	231床
療養病棟入院基本料 1	2階3病棟、3階1病棟、3階2病棟 4階1病棟	209床
回復期リハヒ゛リテーション病棟入院料 2	2階1病棟	55床

2.給食に関する事項

当院は入院時食事療養費(I) の施設基準を届出・承認を受けた医療機関です。 また管理栄養士によって管理された給食を適時(夕食については午後6時以降)適温で提供しております。

3.施設基準届出事項(令和7年5月1日現在)

(1) 医科

- 診療録管理体制加算(3)
- 療養病棟療養環境加算(1)
- 感染対策向上加算(2)
- データ提出加算(2)(4)
- 排尿自立支援加算
- •二次性骨折予防継続管理料(2)
- 医療機器安全管理料(1)
- 時間内歩行試験
- C T 撮影及びMR I 撮影
- 脳血管疾患リハビリテーション料(])
- 集団コミュニケーション療法料

- 特殊疾患入院施設管理加算
- 栄養サポートチーム加算
- 患者サポート体制充実加算
- 入退院支援加算(1)
- 医療DX推進体制整備加算
- 外来排尿自立指導料
- 在宅療養後方支援病院
- ヘッドアップティルト試験
- 無菌製剤処理料(2)
- 運動器リハビリテーション料(I)
- 外来・在宅ベースアップ評価料

- 療養環境加算
- 医療安全対策加算(2)
- 後発医薬品使用体制加算(1)
- 認知症ケア加算(1)
- がん治療連携指導料
- 薬剤管理指導料
- 検体検査管理加算(Ⅱ)
- 神経学的検査
- 心大血管疾患リハビリテーション料(!)
- 呼吸器リハビリテーション料(I)
- 入院ベースアップ評価料

(2) 歯科

- 初診料 注1(歯科)
- 医療DX推進体制整備加算
- 歯科技工士連携加算(2)
- □腔粘膜処置

- ・歯科外来診療医療安全対策加算(1)・歯科外来診療感染対策加算(1)
- ・歯科技工士連携加算1及び光学印象歯科技工士連携加算
- 歯科疾患管理料の注11に規定する総合医療管理加算及び歯科治療時医療管理料
- CAD/CAM冠
- ・レーザー機器加算
- クラウン・ブリッジ維持管理料 ・歯科外来・在宅ベースアップ評価料

4.当院は2床室以上の病室については室料差額の徴収は一切行っておりません。

5.当院においては付き添い看護・介護は認められておりません。

▶当院における保険等の取扱い内容は次のとおりです

- ○保険医療機関(医科・歯科診療点数・介護報酬)
- ○労災保険指定病院
- ○公費負担指定の医療及び給付内容
 - 結核予防法による医療
- 生活保護法による医療扶助
- ・戦傷病者特別援護法による療養の給付及び更生医療 ・特定疾患治療費及び先天性血液凝固因子障害等治療費
- 児童福祉法による育成医療及び療養の給付
- 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による 認定疾病医療及び一般疾病医療
- 児童福祉法及び知的障害者福祉法の措置等に係る医療給付

▶当院では以下のサービスを行っております

- 訪問歯科診療
- 訪問看護
- 訪問リハビリテーション
- 訪問栄養指導

• 居宅療養管理指導

詳細につきましては主治医・外来看護師・医療相談員・歯科などにご相談下さい

介護医療院フローレンス

1. 当施設は介護保険法第107条第1項の規定に基づいた介護医療院です。

入所定員/療養室数 114名/36室 (個室:6室、2床室:6室、多床室:24室)

1番館(58名) 2番館(56名)

機能訓練室等の設備 機能訓練室、デイルーム兼食堂、浴室(特殊浴室、リフト浴室、一般浴室)

介護指定事業所番号 01B0500020

2. 当施設では、次のサービスを提供しております。

- (1) 療養上の管理 (2) 看護 (3) 医学的管理下の介護 (4) 機能訓練その他必要な医療
- (5) 日常生活上のお世話

3.サービスを提供する職員

【介護医療院の人員基準】※ 医師、薬剤師、管理栄養士は愛全病院との兼務者を含む

医 師 2.37名以上 看護職員 19.0名以上 介護職員 28.5名以上 介護支援専門員 1.0名以上 薬剤師 0.8名以上 管理栄養士 1.0名以上

【実情に応じた適当数の配置】

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士

【適正なサービスを確保するために愛全病院と兼務を行う職種】

診療放射線技師及び事務員等

4.苦情相談窓口

提供された介護サービスに関して相談や苦情がある場合は相談窓口(地域医療連携室)までお申し出ください。

5.利用料など

【介護報酬に係る利用者負担額】

(1) 費用全体の1割、2割(一定以上の所得者) または3割(現役並み所得者)

【 その他の費用】

- (1) 食費及び居住費(ご利用者の所得状況等により異なります)
- (2) 個室使用料(病院の都合による場合は徴収しません)
- (3) 理美容代
- (4) リハビリ材料代
- (5) 趣味活動費
- (6) 私物のクリーニング代
- (7) 日用品費
- (8) テレビ及び冷蔵庫貸与料